

5. 「ブラッシング指導、 間食（食事）指導の際における小児の取り扱い」

緒方小児歯科医院 D.H.

河野幸子

小児歯科の臨床における齲蝕予防法は、フッ化物の応用やフィッシャーシーラントなどの薬物を用いる歯科的処置の他に、歯科保健指導としてのブラッシング指導があり、それと並行して、間食指導があげられる。歯科保健指導は、口腔内の清掃や正しい食生活を維持することを患者へアプローチし、患者の生活様式を改善してもらうことを目的としたものである。従って、ブラッシング指導や間食指導は、単に小児への指導にとどまることではなく、背景となる生活環境や家庭環境を考慮した指導でなければ効果はあがらない。

歯磨きを嫌う低年齢児や、母親の磨き直しを嫌う幼児や小児など取り扱いの困難な患児へのブラッシング指導は、ブラッシングの技術的な事だけでなく、嫌う患児への対応方法を養育者である母親へ指導しなければ、十分な成果は期待できない。

生活環境や家庭環境に問題があって、シュガーコントロールが困難な小児への間食指導は、療育者の対応方法に対するアドバイスが必要である。たとえば甘味摂取の回数や時間、間食内容の指導にとどまらず、甘味の氾濫する環境のなかで、甘味制限を行う工夫を療育者へアドバイスしなければ指導の成果は発揮されない。

今回、私たちは小児歯科の保健指導としてブラッシング指導、間食指導を実践する際、取り扱いが困難な小児について、その原因や因子を整理し、歯科的見地から、療育者への対応方法に検討を加えたので報告する。